

仙台地方裁判所本庁の破産事件のうち、4月20日（月）から5月22日（金）までの間に債権者集会及び免責審尋のために指定されていた期日の取扱いについては、次のとおりです（さきに御案内していた内容をまとめて再掲するものであり、内容については従前から変更はありません。）。

(1) 4月20日（月）から5月1日（金）までの間に指定されていた上記期日は、全て延期され、次回期日は、10週間後の応当日（同じ曜日）の同時刻が指定されています（別表1参照）。

(2) 5月11日（月）から5月22日（金）までの間に指定されていた上記期日は、全て延期され、次回期日は、11週間後の応当日（同じ曜日）の同時刻が指定されています（別表2参照）。

(別表1)

	指定済みの期日		延期後の次回期日
月	4月20日	→	6月29日
水	4月22日	→	7月1日
木	4月23日	→	7月2日
金	4月24日	→	7月3日
月	4月27日	→	7月6日

(別表2)

	指定済みの期日		延期後の次回期日
水	5月13日	→	7月29日
木	5月14日	→	7月30日
金	5月15日	→	7月31日
月	5月18日	→	8月3日
水	5月20日	→	8月5日
木	5月21日	→	8月6日
金	5月22日	→	8月7日